平成２７年（フ）第５７号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目12番16号
債務者　山根　容子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１号
神奈川県横須賀市西浦賀５丁目15番14号
債務者　松本　　滋
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3610番地　中津くすのきハイツ２－301
債務者　荒木　直美
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６号
神奈川県小田原市寿町５丁目６番17号
債務者　太田　孝雄
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２１３０号
愛知県愛知郡東郷町北山台２丁目７番地５　セントテラス北山台301号
債務者　大須賀直行
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
熊本市南区近見８丁目11番30号　ラ・ドルチェ505、前住所熊本県宇城市松橋町東松崎192番地６　セレーノⅡ101号室
債務者　敷島　栄助
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６７５号
熊本県菊池市泗水町永2800番地43
債務者　岩谷　　直
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０２４号
愛知県半田市住吉町４丁目134番地　竹内荘
債務者　黒柳　俊雄
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９７３号
愛知県津島市東柳原町３丁目４番地　サンモール津島３Ａ号
債務者　澤田美奈子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２３４号
東京都清瀬市松山１丁目39－３－101
債務者　川口　清美
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２７８号
神奈川県横浜市磯子区栗木２丁目５－68
債務者　大塚　優介
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２８４号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木５丁目５－７　サウスウィンドＫ203
債務者　小林　佳奈
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２８７号
東京都新宿区南元町４－306
債務者　前田　文男
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２８８号
東京都清瀬市中里６丁目95－18－305
債務者　下条　隆広
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９２号
東京都中野区沼袋３丁目33－６－202
債務者　山中　淳生
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９３号
東京都中央区銀座１丁目25－１－508
債務者　五井　　悟
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部